

産廃第889-11号
令和5年 2月15日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 亀井 寿之 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二（公印省略）

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の新規・ 更新許可及び変更許可申請用手引き・様式・記入例等の改定について（通知）

本県廃棄物行政につきましては、日ごろ格別の御協力賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）に係る許可申請等における申請者の利便性向上等を図るため、下記のとおり申請用手引き等を改定し、令和5年3月1日から運用を開始しますのでお知らせします。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1 改定の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく「先行許可制度」の適用

許可申請時に先行許可証の提示を受けた場合は、原則として住民票の写し等の添付を不要とする。

※ （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）、（特別管理）産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設については、先行許可制度を適用しません。

2 ホームページのアドレス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/index.html>

担当：収集運搬業担当 原田、佐藤（誠）、鈴木
電話：048-830-3026

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

（新規・更新許可申請用）

手引・様式・記入例

埼玉県

令和5年3月

目 次

	ページ
1 申請受付場所 -----	1
2 申請方法等 -----	2
3 申請手数料 -----	2
4 申請から審査・許可決定までの流れ -----	3
5 申請書類の作成 -----	3
6 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会 -----	8
7 同時申請による書類の省略 -----	9
8 先行許可制度の利用による書類の省略 -----	10
9 注意事項 -----	12
【申請書類様式】 -----	14
① 申請用紙（様式第六号）	
② 変更事項確認書（更新許可申請用）	
③ 事業計画の概要	
④ 運搬車両の写真（貼付台紙）	
⑤ 運搬容器等の写真（貼付台紙）	
⑥ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
⑦ 資産に関する調書（個人用）	
⑧ 誓約書	
⑨ 財務実績計画書、財務診断書	
【申請書記入例】 -----	38
【産業廃棄物収集運搬業許可申請チェックリスト】 -----	59
書類作成時、最終確認に御利用ください。	
【主な産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）】 -----	61

はじめに

- この申請書は、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）の新規又は更新の許可申請用です。
- 申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写しが必要になります。受講する講習会の種類や受講者の資格等に関しては、8ページで確認してください。

講習会についての問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻町スクエア7F
電話 03-5275-7115
FAX 03-5275-7116
URL <https://www.jwnet.or.jp/>

1 申請受付場所

埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課 収集運搬業担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第三庁舎2階)
(浦和駅から徒歩15分)
電話 048-830-3026 (直通)
FAX 048-830-4774



2 申請方法等

(1) 申請方法

・申請は予約制ですので、必ず「埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システム」で予約した上で、申請書類を持参又は郵送してください。

・更新許可申請書類の提出期間は、許可期限日前2か月以内です。許可期限日を超えると、許可失効となりますので御注意ください。

・同時に2件以上の申請を行う場合は、予約システムで申請する件数分の予約を行ってください。また、同一日に2件以上の申請を行う場合は、必ず連続した時間帯での予約を行ってください。

(例) 同一日に2件以上の予約を行う場合は9:00~10:00と10:00~11:00の予約をする必要があります。

・詳しくは、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システムマニュアルで確認してください。



予約システムへの入り口

(2) 提出部数

正副2部

副本は正本の写し（コピー）でも構いません。

ただし、申請を行った証拠となるものですので、窓口申請の場合は、必ず御用意の上お越しください。

郵送申請の場合は、申請書第1面のみ送付し、それ以外はお手元で保管してください。

3 申請手数料

(1) 申請手数料

- ・新規許可申請（81,000円）
- ・更新許可申請（73,000円）

(2) 納入方法

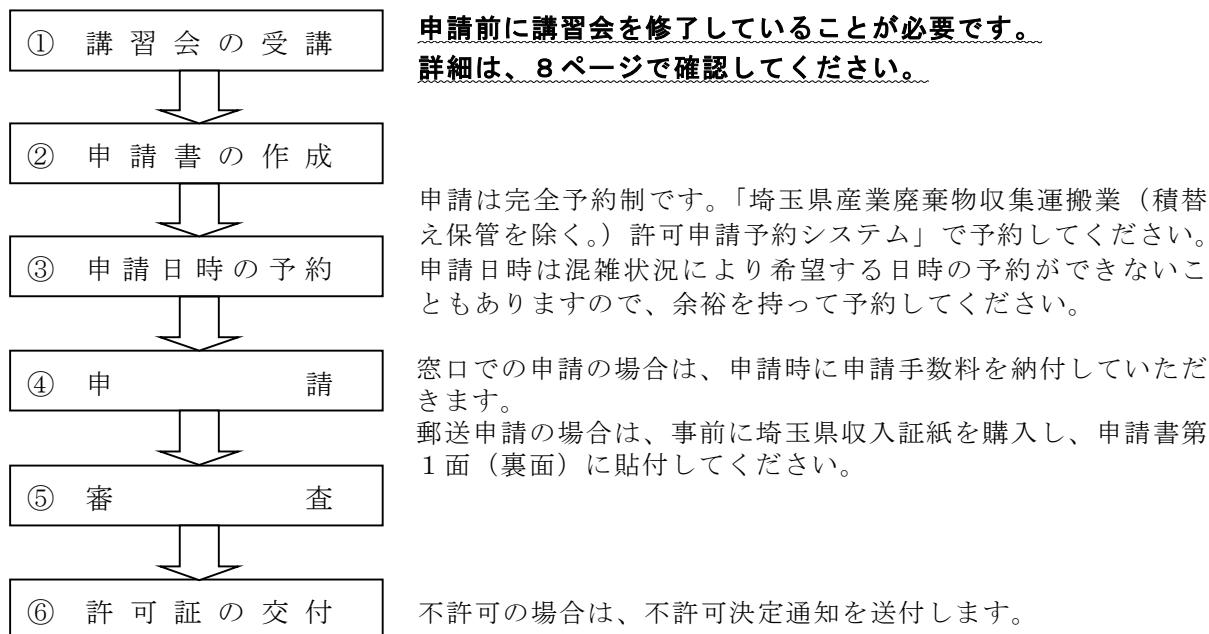
申請手数料は、申請当日に庁内販売所で埼玉県収入証紙を御購入いただき、申請書とともに御納付いただきます。申請窓口で御案内いたしますので、当日は現金を御用意ください。

郵送申請の場合は、事前に埼玉県収入証紙を御購入いただき、申請書第1面（裏面）に貼付して、申請書とともに郵送してください。

※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

4 申請から審査・許可証交付までの流れ

(1) 申請の流れ（積替え保管を除く。）



(2) 審査期間

審査の標準処理期間は申請書受理後43日です。

ただし、次の期間は標準処理期間に含まれません。

- ・申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
- ・土日祝日、年末年始(12/29-1/3)

※審査期間中の審査状況の問合せは御遠慮ください。

(3) 許可証の交付

担当からお電話にて御連絡いたします。許可証の受領は原則として郵送となります。

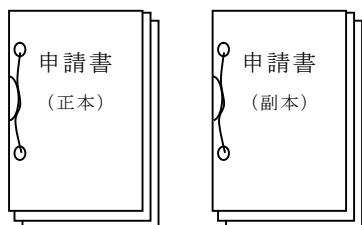
郵送による交付

- ・許可の連絡を受けましたら、送付先を記入したレターパックプラス（レターパックライトは不可）を送付してください。
レターパックプラスは折り曲げても構いません。
- 許可証の受領状況を確認するため「ご依頼主様用シール」は剥がさないでください。
- ・更新許可の場合は、旧許可証と交換に新しい許可証を交付しますので、旧許可証原本を同封してください。

5 申請書類の作成

(1) 申請書のとじ方

- ・申請書は左側に2穴をあけ、(2)のリストの順番に並べ、とじひもでとじてください。



※正本（提出用）、副本（申請者控え）の計2部御作成ください。副本については、正本の白黒コピーで構いません。

(2) 申請書類等の確認リスト

※ 申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合は、委任状を持参してください。

また、申請書に行政書士名と連絡先を記載し、職印を押印してください。

No.	申請書類等	提出の要否		
		法人	個人	
【申請書類（様式）】				
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1面～第3面）(p. 15～17)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	変更事項確認書（更新許可申請用）(p. 18～19) 注1) 新規許可申請の場合は提出不要です。 注2) 変更事項が商号、住所、法人の代表者等、許可証記載事項に変更が生じる場合には、別途変更届出書の提出が必要です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	事業計画の概要(p. 20～24) 注1) 運搬車両一覧については、既存車両も含め全ての車両を記載してください。 注2) 運搬容器一覧については、既存のものも含め全ての容器を記載してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	運搬車両の写真(p. 25) 注) 撮影方法は、p. 12「9(3)登録車両・容器の写真」で確認してください。	新規許可申請の場合：全ての車両 更新許可申請の場合：新規登録する車両のみ 注) 繙続車両の写真は不要です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	運搬容器等の写真(p. 29) 注1) 更新許可申請の場合は提出不要です。 ただし、新たに許可証に記載することとなった、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、容器等の写真を添付してください。 注2) p. 12「9(2)収集運搬方法」を参考に容器を用意してください。 注3) 撮影方法は、p. 12「9(3)登録車両、容器の写真」で確認してください。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法(p. 30) 注) いずれの場合も必ず添付してください。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	資産に関する調書（個人用）(p. 31)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	誓約書(p. 32) 注) いずれの場合も必ず添付してください。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
【申請者に関する書類】				
9	定款 注1) 定款に記載された目的項目が、履歴事項全部証明書の目的項目と同一であるか確認してください。また、決算期項目が、現在の決算期と同一であるか確認してください。同一でない場合は、定款記載事項を変更した際の株主総会議事録を添付してください。 注2) 定款に記載された目的には、産業廃棄物処理に関する事を記載していることが望ましいと考えます。申請の必須要件ではありませんが、今後記載することを検討してください。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 注1) 申請日時点で、発行翌日から3か月以内で最新のもの	申請者 5%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が法人の場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

No.	申請書類等	提出の要否	
		法人	個人
11	<p>住民票の写し * 本籍が記載されたもの * マイナンバーが記載されていないもの 注) 申請日時点で、発行翌日から3か月以内で最新のもの</p>	申請者	— <input type="radio"/>
		役員等（監査役・相談役を含む。）	<input type="radio"/> —
		5%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が個人の場合）	<input type="radio"/> —
		令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） 注) 使用人については、p.8「6 (2) 令第6条の10に規定する使用人」を参照してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
12	申請者の許可証の写し	新規許可申請の場合： 事業計画に関係する他都道府県の許可証写し 例：運搬先が千葉県なら千葉県許可証写し 例：排出元が東京都なら東京都許可証写し ※申請中の場合は、受付印のある申請書表紙の写し	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		更新許可申請の場合： 更新する許可に関係する埼玉県許可証写し	
13	先行許可制度を利用する場合に必要な書類	注) 詳細はp.10「8 先行許可制度による書類の省略」を確認してください。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
【財政能力に関する書類】			
14	貸借対照表（直近3年分） 注1) 設立直後の法人で1回目の決算が確定していない場合は、No.14～No.18までの書類は不要です。 注2) 法人設立後3年が経過していない場合は、3年分は無くても構いません。	<input type="radio"/>	—
15	損益計算書（直近3年分）	<input type="radio"/>	—
16	株主資本等変動計算書（直近3年分）	<input type="radio"/>	—
17	個別注記表（直近3年分）	<input type="radio"/>	—
18	法人税の納税証明書「その1 納税額等証明用」（直近3年分） 注1) 納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。 注2) 申請日時点で、発行翌日から3か月以内で最新のものを御用意ください。 注3) 未納額がない納税証明書を御用意ください。	<input type="radio"/>	—
19	所得税の納税証明書「その1 納税額等証明用」（直近3年分） 注1) 納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。 注2) 申請日時点で、発行翌日から3か月以内で最新のものを御用意ください。 注3) 事業主としての所得がない場合は、「申告 無」の納税証明書と「源泉徴収票の写し」（直近3年分）を提出してください。 注4) 未納額がない納税証明書を御用意ください。	—	<input type="radio"/>

No.	申請書類等	提出の要否	
		法人	個人
20	<p>開始貸借対照表（法人） 融資証明書（融資を受けている場合）</p> <p>注1) 設立直後の法人で1回目の決算が確定していない場合にのみ御用意ください。 注2) 申請日時点で、発行翌日から3か月以内で最新のもの 注3) 法人の資産が少ない場合には、金融機関の残高証明書、所有する資産が分かる資料の提出を求める場合があります。</p>	○	—
21	<p>「財務実績計画書」（p. 34書式）「財務診断書」（p. 35書式）</p> <p>注1) <u>該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p. 11「(4) 財政能力」のチェックフローで確認してください。</u> 注2) 設立直後の法人で、1回目の決算が確定していない場合には、今後5年間の計画を記載したものを、御用意ください。</p>	○	—
【技術的能力に関する書類】			
22	<p>講習会修了証の写し</p> <p>注1) p. 8「7 (4) 修了証」を参照してください。 注2) 政令使用人が講習会を受講している場合は、申出書と組織図を添付してください。</p>	○	○
【施設に関する書類】			
23	<p>自動車検査証記録事項の写し（使用する全車両分）</p> <p>令和5年1月4日から、車検証が電子化されました。</p> <p>電子車検証には、従来の車検証に記載されていた有効期限（有効期間の満了する日）や所有者・使用者などの情報が記載されていないため、電子車検証のICタグを「車検証閲覧アプリ」で読み取り、確認する必要がありますが、電子化後しばらくの間は、電子車検証の発行とともに、ICタグの内容も含めた全ての車検証情報が記載された「自動車検査証記録事項」（紙面）が一緒に手渡されますので、大切に保管の上、従来の車検証に代えて、その「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください。</p> <p>注1) 有効期間が申請日時点で有効なもの。 注2) 既に他の事業者の登録車両となっている車両は、登録できません。 注3) 自動車検査証記録事項の形式欄の記載が「KK-」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県生活環境保全条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。 ディーゼル車規制の不適合車両は、「粒子状物質減少装置（D P F）」を装着し、粒子状物質排出基準を満たすことで、埼玉県内での走行が可能となります。 <u>新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置（D P F）」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を御提出ください。</u> なお、適合車か否かの確認は、自動車検査証記録事項上の記載からでは判断できませんので不明な場合は、埼玉県大気環境課（048-830-3064）にお問い合わせください。</p>	○	○

No.	申請書類等	提出の要否																		
		法人	個人																	
	<p>借上げ車両を登録する場合の申出書 (p. 26様式)</p> <p>注1) 自動車検査証記録事項上の使用者が申請者ではない車両を使用する場合に必要です。</p> <p>また、以下の書類も併せて御用意ください。</p> <p>① 車両の賃貸借（使用貸借）契約書の写し</p> <p>※ 次の項目が記載されている契約書を御用意ください。</p> <p>(1) 申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との契約であること (2) 1年以上の車両賃貸借期間を有すること (3) 対象となる車両の登録ナンバー (4) 賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。） (5) 産業廃棄物収集運搬業の用に供すること (6) 独占継続的であること</p> <p>※1：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、当該契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書（(1)～(6)の項目の記載があるもの）を提出してください。</p> <p>※2：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、所有者からの車両の使用承諾書を提出してください。</p> <p>② 駐車場の配置図</p> <p>③ 駐車場関係書類及び雇用関係書類</p> <p>※駐車場の状況により必要な添付書類を御用意ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">駐車場の状況</th> <th colspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>駐車場関係書類</th> <th>雇用関係書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者が所有する駐車場</td> <td>土地の全部事項証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請者が確保した駐車場</td> <td>土地の賃貸借契約書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の貸主が所有する駐車場※</td> <td>土地の全部事項証明書</td> <td>車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類</td> </tr> <tr> <td>車両の貸主が確保した駐車場※</td> <td>土地の賃貸借契約書の写し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。</p>	駐車場の状況	添付書類		駐車場関係書類	雇用関係書類	申請者が所有する駐車場	土地の全部事項証明書		申請者が確保した駐車場	土地の賃貸借契約書の写し		車両の貸主が所有する駐車場※	土地の全部事項証明書	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類	車両の貸主が確保した駐車場※	土地の賃貸借契約書の写し			
駐車場の状況	添付書類																			
	駐車場関係書類	雇用関係書類																		
申請者が所有する駐車場	土地の全部事項証明書																			
申請者が確保した駐車場	土地の賃貸借契約書の写し																			
車両の貸主が所有する駐車場※	土地の全部事項証明書	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類																		
車両の貸主が確保した駐車場※	土地の賃貸借契約書の写し																			
24	<p>水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を運搬する場合の申出書 (p. 36書式)</p> <p>※取扱いがない場合でも「取り扱いません」で提出してください。</p> <p>※新規申請及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、すでに許可証に記載されている場合（「1.事業の範囲」に※印が3つ記載されているもの）は、添付不要です。</p>	○	○																	
25	<p>石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書 (p. 37書式)</p> <p>※現に汚泥の許可を有し、かつ、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類のいずれか）又は廃石綿等に該当する特別管理産業廃棄物の収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有している事業者が対象です。</p> <p>※取扱いがない場合でも「取り扱いません」で提出してください。</p> <p>※新規申請及び石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）について、すでに許可証に記載されている場合は、添付不要です。</p>	○	○																	
26																				

※個人申請者が未成年者の場合は、法定代理人の「No.11 住民票の写し（本籍が記載されたもの）」（法定代理人が法人である場合には、「No.10 法人の登記事項証明書」、役員の「No.11 住民票の写し（本籍が記載されたもの）」）も併せて提出してください。

6 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会

(1) 講習会受講者の資格

許可に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要です。

講習会の受講者は、次の方に限ります。

個人の場合	申請者本人又は令第6条の10に規定する使用人のうち常勤者
法人の場合	代表者、役員（監査役を除く。）又は令第6条の10に規定する使用人のうち常勤者

(2) 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）

申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者です。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 繙続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者。

※講習会の修了者が令第6条の10に規定する使用人の場合には、申出書を御用意ください。申出書には次のとおり御記載ください。

「○○○（氏名）は、△△（社名）の令6条の10に規定する使用人である旨申し出ます。」

また、当人が契約締結権限を有していることを示した組織図を御用意ください。

(3) 全国の講習会の日程の問合せ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 TEL 048-711-1014

(4) 修了証

申請に必要な講習会の修了証は次のとおりです。

申請の種類	講習会の種類	産業廃棄物処理業講習会 (収集運搬課程)		特別管理産業廃棄物処理業講習会 (収集運搬課程)	
		新規	更新	新規	更新
新規許可申請		○	×	○	×
更新許可申請		○	○	○	○

(注1) 新規許可申請を行う場合は、申請日において5年以内に受講した新規修了証を御用意ください。ただし、申請者が既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、2年以内に受講した更新修了証でも構いません。

(注2) 更新許可申請を行う場合は、申請日において5年以内に受講した新規修了証、又は2年以内に受講した更新修了証を御用意ください（※自治体により有効期間の取扱いが異なる場合がありますので、事前に御確認ください）。

有効期限を過ぎた修了証では、許可申請が受けられませんので御注意ください。

※ 産業廃棄物収集運搬業の許可を有する個人事業者が、新たに当該個人が代表者となる法人を設立する場合は、当該個人が2年以内に受講した更新修了証で新規許可申請ができます。

7 同時申請による書類の省略

(1) 省略可能な書類

更新許可申請と変更許可申請、産業廃棄物収集運搬業許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請等、複数の申請を同時に行う場合には、一方の申請書については、もう一方の申請書で提出している次の書類の添付を省略することができます。

書類の添付を省略する場合には、省略した方の申請書に省略書類一覧表を添付してください。

なお同時申請において更新しようとする申請の当該許可証を、もう一方の申請の先行許可証として使用した場合、更新しようとする申請は同時申請による書類の省略はできません。

・法人申請者の場合

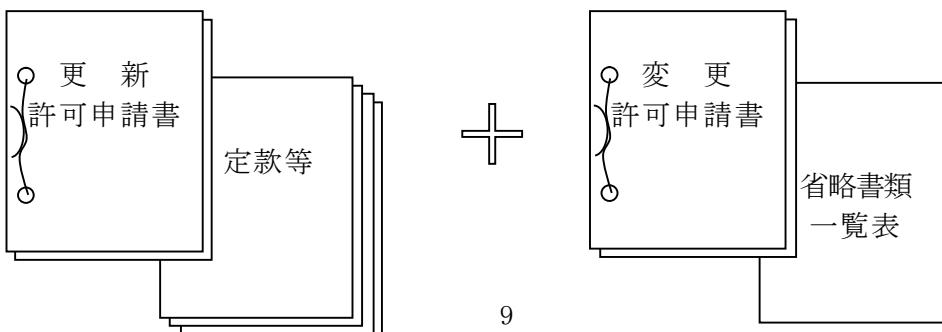
- ① 添付書類（第2面）3. 運搬施設の概要のうち、(1)運搬車両一覧表
※産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業で登録車両が異なる場合は、省略不可。
- ② 添付書類（第8面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ③ 添付書類（第10面）誓約書
- ④ 申請者の定款の写し
- ⑤ 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑦ 役員等及び5%以上の株主又は出資者の住民票の写し
- ⑧ 貸借対照表（直近3年分）
- ⑨ 損益計算書（直近3年分）
- ⑩ 株主資本等変動計算書（直近3年分）
- ⑪ 個別注記表（直近3年分）
- ⑫ 法人税の納税証明書（直近3年分）
- ⑬ 財務実績・計画書及び財務診断書（必要な場合のみ）
- ⑭ 重複する運搬車両の写真、自動車検査証記録事項の写し及び借り上げ車両を登録する場合の申出書

・個人申請者の場合

- ① 添付書類（第2面）3. 運搬施設の概要のうち、(1)運搬車両一覧表
※産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業で登録車両及び使用する容器が異なる場合は、省略不可。
- ② 添付書類（第8面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ③ 添付書類（第9面）資産に関する調書
- ④ 添付書類（第10面）誓約書
- ⑤ 申請者の住民票の写し
- ⑥ 申告所得税の納税証明書（直近3年分）
- ⑦ 重複する運搬車両の写真、自動車検査証記録事項の写し及び借り上げ車両を登録する場合の申出書

(2) 申請書の調製（例）

申請書は、次のように調製してください。



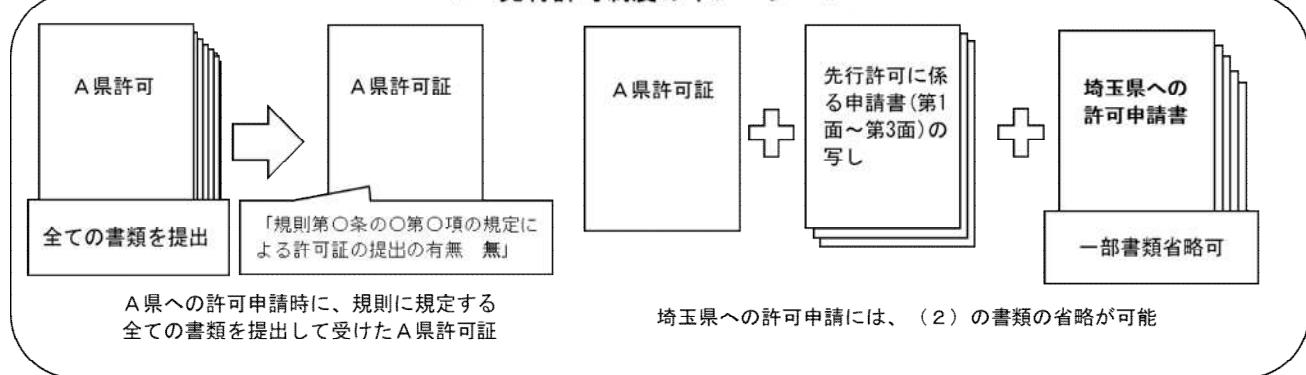
8 先行許可制度による書類の省略

(1) 先行許可制度

先行許可制度とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する書類を全て提出して受けた※1、次に掲げる許可証（先行許可証）※2を活用することにより、添付書類の一部を省略できる制度です。先行許可証として使用できる期間は先行許可証に記載されている許可の年月日から許可の有効年月日までの最長5年間（優良認定事業者の場合は、許可の有効年月日の2年前の日まで）※3です。

- ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証（新規・変更・更新）※4
- ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証（新規・変更・更新）
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可証（新規・変更）

* 先行許可制度のイメージ *



※1 規則に規定する書類を全て提出して許可を受けている許可証は「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。

※2 他の都道府県・政令市から受けた許可を含みます。

※3 新規許可申請には「申請日時点」、更新許可申請には「現在の許可の有効年月日の翌日」に有効な先行許可証が必要です。

※4 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証については、埼玉県が許可した今回許可を受けようとする「(積替え保管を除く。)」のものを除きます（（4）参照）。

(2) 先行許可証の提出により省略できる添付書類

① 住民票の写し（申請者が法人である場合のみ省略可）

② 5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

	添付書類	省略の可否
申請者が個人	住民票の写し 【未成年の場合】 法定代理人の住民票の写し	×
申請者が法人	役員の住民票の写し 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者が法人である場合の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○
共通	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がいる場合】 政令使用人の住民票の写し、使用人を定める旨の申立書及び使用人の位置づけがわかる組織図	○

○：省略できる、×：省略できない

注1) 先行許可証を取得するに当たり最終的に提出した許可申請書第2面及び第3面に記載した役員等以外の法人の役員、5%以上の株主・出資者及び令6条の10に規定する政令使用人がいる場合は、その者については住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））は省略できません。

注2) 申請者が個人である場合の本人の住民票の写し及び法人である場合における当

該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。

(3) 制度を利用する場合の手続

- ・埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請予約システムにて予約する際に、先行許可制度を「利用する」を選択してください。
- ・当日は申請書類とともに、次の書類を来庁時に持参もしくは郵送してください。
①先行許可に係る申請書（最終的に提出した第1面、第2面及び第3面）の写し
②先行許可証の写し

(4) 利用に当たっての注意事項

- ・更新許可申請に際し、更新しようとする当該許可証を先行許可証として使用することはできません。

(例) 令和5年3月31日に許可期限を迎える埼玉県の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可証を先行許可証として使用して、令和5年4月1日から有効となる産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請を行うことはできません。

9 注意事項

(1) 欠格要件

申請者、申請者の役員等、5%以上の株主等（法人の場合）及び令第6条の10に規定する使用人が、欠格要件に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点での欠格要件に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消となります。

(2) 収集運搬方法

産業廃棄物の収集運搬は、飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのない方法で行う必要があります。そのため、一般的な車両では飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのある産業廃棄物については、次の例を参考に、収集運搬に適した容器又は車両を使用して収集運搬を行ってください。

産業廃棄物の種類ごとの収集運搬方法（例）

産業廃棄物の種類	飛散・流出防止の対策例
汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体	容器：ドラム缶（オープンドラム） 車両：水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車
廃油	容器：ドラム缶（クローズドドラム） 車両：タンク車
廃酸・廃アルカリ	容器：ケミカルドラム（クローズドドラム）、プラスチック容器 車両：耐腐食性のタンク車
燃え殻、ばいじん	容器：ドラム缶（オープンドラム）、フレコンバッグ 車両：水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車
動物のふん尿	容器：ドラム缶（オープンドラム） 車両：タンク車
その他の産業廃棄物、汚泥（脱水後のものに限る）	容器：フレコンバッグ 車両：ダンプ、コンテナ車等に直積みしてシート掛け
石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合	飛散防止、破碎、他の物と区分の対策例 ※塵芥車（パッカー車）等では運搬できません。
石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類）	フレコンバッグ等に入れ、シートがけを行ってください。
石綿含有産業廃棄物（汚泥）	排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重こん包されている場合は、そのまま運搬する。また、破損・飛散防止のため、プラスチック袋等をオープンドラム缶等に入れることも可。 蛍光管用プラスチック製容器を使用し、荷台に載せる（容器の写真を添付）。
水銀使用製品産業廃棄物	※1 容器は専用のものを用意し、使い回さない。 ※2 割れた場合は密閉容器に入れる。
水銀含有ばいじん等	蓋付容器を使用し、荷台に載せる（容器の写真を添付）。

(3) 登録車両・容器の写真

① 写真はL判の大きさのカラー写真で、鮮明なものを台紙（p.25、p.29）に貼付してください。貼付台紙に直接カラー印刷しても構いません。

② 車両の撮影方法

- ・ 車両の前面（真正面）及び側面（真横）を全体が写るように撮影してください。
- ・ ナンバープレートが分かるように撮影してください。
- ・ 既に許可を有している場合には、許可番号等所定の事項が読み取れるように撮影してください。（読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真を添付してください。）

③ 容器の撮影方法

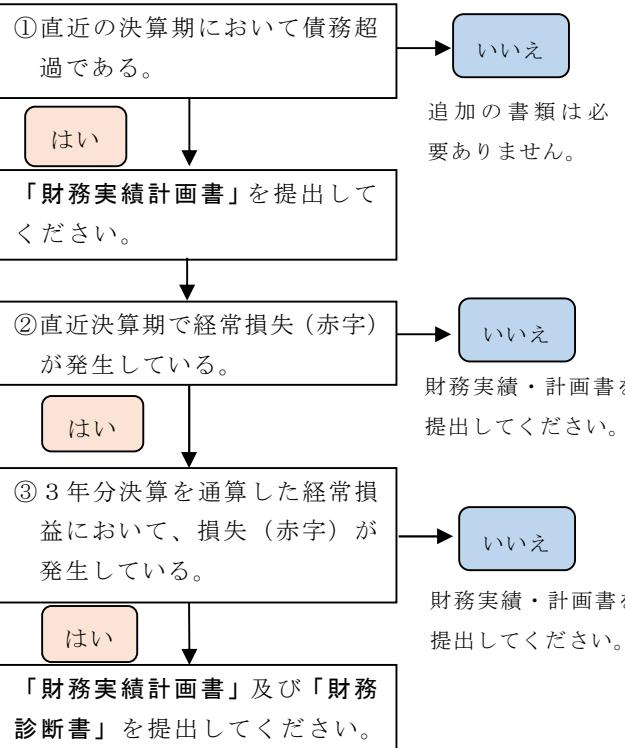
- ・ 容器の全体が分かるように撮影してください。
- ・ 容器 1 種類に 1 枚撮影してください。

(4) 財政能力

収集運搬業の許可は、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有するこ
とが必要です。法人事業者の方は、次のチェックフローで確認し、必要な追加書類（下記の
ア又はイ）を提出してください。なお、個人事業者の方は提出不要です。

① 債務超過状態の有無

直近決算期の貸借対照表において債務超過
(負債の総額が資産の総額を上回る状態)である
かどうかを確認してください。



② 直近決算期で経常損失（赤字）の発生有無

直近決算期の損益計算書の経常利益において
黒字（+）か赤字（-）かどうかを確認して
ください。

③ 3年分決算を通算した経常損益における
経常損失（赤字）の発生有無

直近から数えた3年間分の経常利益を
合計し、黒字（+）か赤字（-）かどうかを
確認してください。

「財務実績計画書」は作成者を限定しませんが、「財務診断書」は、中小企業診断士、又は公認
会計士の資格を有した方が作成し、有資格者の登録書等の写しを添付してください。

申請書類様式

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年　月　日

埼玉県知事

申請者 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

電話番号

F A X番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

	(区分) 積替え保管を 含む ・ <input checked="" type="checkbox"/> 除く 。
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	(廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物 含む ・ 除く) (水銀使用製品産業廃棄物 含む ・ 除く) (水銀含有ばいじん等 含む ・ 除く) <u>限定 有り 無し</u>
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
	電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	運搬車両 台 他の施設(容器等) 有り 無し
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	
※ 事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住所		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍		
		住所		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数		株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍
		住所

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 2部提出すること。

※ 手数料欄

変更事項確認書（更新許可申請用）

更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(1又は2のいずれかに○をつけること。)

1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

2 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

役員、車両等に変更があった場合は、その旨を届出なければなりませんが、下記事項について届出漏れがありましたので、更新許可申請に当たり、本紙をもって提出します。
なお、今後は、遅滞なく届出します。

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、個人事業者の氏名	変更届を別途提出してください。	
有・無	法人の本店所在地、個人事業者の住所	変更届を別途提出してください。	
有・無	法人の代表者	変更届を別途提出してください。	
有・無	役員、令第6条の10に規定する使用人等	新旧役員等対照表のとおり	
有・無	株主、出資者	新旧役員等対照表のとおり	
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	取り扱う産業廃棄物の品目の減少	変更届を別途提出してください。	

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

※取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合は、別途変更許可申請の手続が必要です。

新旧役員等対照表（更新許可申請用）

- ・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。※1者1行で記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、変更があった方については、「番号」欄に○をしてください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
2	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
3	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
4	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
5	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
6	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
7	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
8	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
9	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
10	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
12	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
13	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
14	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

添付書類（第1面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

② 営業範囲

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

添付書類（第2面）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					継続・新規・抹消
2					継続・新規・抹消
3					継続・新規・抹消
4					継続・新規・抹消
5					継続・新規・抹消
6					継続・新規・抹消
7					継続・新規・抹消
8					継続・新規・抹消
9					継続・新規・抹消
10					継続・新規・抹消

事務所の所在地	※付近の見取図を添付すること。
駐車場の所在地	※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

添付書類（第3面）

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

添付書類（第4面）

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等外の役員	申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

添付書類（第5面）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

添付書類（第6面）

運搬車両の写真

自動車登録番号又 は車両番号			
前面写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。		
側面写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）※屋号不可」、「固有番号（許可番号の下6桁）」）が表示されていること。</p> <p>車両が大型のため写真上車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>The diagram illustrates the required sizes for text on a transport vehicle. It shows three lines of text in a rectangular box:</p> <ul style="list-style-type: none">上方の行: 「産業廃棄物収集運搬車」 (Industrial Waste Collection Transport Vehicle) ← 1文字 5cm 以上中间の行: 「埼玉○○株式会社」 (Saitama ○○ Co., Ltd.) ← 1文字 3cm 以上下方の行: 「1 2 3 4 * * 号」 (1 2 3 4 * * Number) ← 1文字 3cm 以上 <table border="1"><tr><td>撮影</td><td>年 月 日</td></tr></table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

借上げ車両を登録する場合の申出書

年　月　日

埼玉県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法第14条の3の3の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

【追加添付書類】

1 車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）

- (1) 申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること
- (2) 1年以上の車両賃貸借期間を有すること
- (3) 対象となる車両の登録ナンバー
- (4) 賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）
- (5) 産業廃棄物収集運搬業の用に供すること
- (6) 独占継続的であること

※1：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、当該契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書((1)～(6)の項目の記載があるもの)を提出してください。

※2：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、所有者からの車両の使用承諾書を提出してください。

2 駐車場の配置図

3 駐車場関係書類及び雇用関係書類

下表に従って、書類を添付してください。

該当 に○	駐車場の状況	添付書類	
		駐車場関係書類	雇用関係書類
	申請者が 所有する駐車場	土地の全部事項証明書	
	申請者が 確保した駐車場	土地の賃貸借契約書の写し	
	車両の貸主が 所有する駐車場※	土地の全部事項証明書	車両の貸主と申請者との 雇用契約書又は雇用関係 を証する書類
	車両の貸主が 確保した駐車場※	土地の賃貸借契約書の写し	

※ 法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。

※1：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例

車両使用承諾書

年　　月　　日

車両借主（乙）

住所：

氏名：

乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

1 借用する車両の登録番号

2 借用期間

車両貸主（甲）

住所：

氏名：

印

※2：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例

車両使用承諾書

年　　月　　日

車両借主（乙）

住所：

氏名：

甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

1 車両

(1) 車名（メーカー）：

(2) 車体形状　　：

(3) 登録番号　　：

(4) 車体番号　　：

2 使用目的

3 借用期間

車両所有者（甲）

住所：

氏名：

印

添付書類（第7面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。	
撮影	年 月 日

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。	
撮影	年 月 日

添付書類（第8面）

添付書類（第9面）

資産に関する調書(個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

添付書類（第10面）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

埼玉県知事

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

参考資料：欠格事項

根拠条文		欠格事項の内容
法第14条 第5項 第2号	法第7条 第5項 第4号	
イ(申請者) ハ(法定代理人) ニ(法人役員) ニ、ホ (使用人)	イ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの (※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
	ロ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	二	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ホ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
	ヘ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいざれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	ト	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいざれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用者であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用者であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	チ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ロ(申請者) ハ(法定代理人) ニ(法人役員) ニ、ホ (使用人)	/	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ヘ(申請者)	/	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暴力団員等がその事業活動を支配する者

財務実績・計画書

※ ホームページにエクセルファイルがあります。

ア 直前3年の実績及び今後5年間の計画書

(単位：円)

	会計年度	3年前	2年前	直近の事業年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
貸 借 対 照 表	資産	流動資産							
		固定資産							
		繰延資産							
	資産合計								
	負債	流動負債							
		固定負債							
		合計							
	純資産	資本金							
		法定準備金							
		剰余金又は欠損							
		合計							
	総資本合計								
損 益 計 算 書	売上高								
	売上原価								
	売上総利益								
	販売費及び一般管理費								
	営業利益								
	営業外収益								
	営業外費用								
	経常利益								
	特別利益								
	特別損失								
	税引前当期利益								
	法人税等充当額								
	税引後当期利益								

イ 今後5年間の計画について、該当するものに全てチェックし、具体的な内容について記述してください。（新規設立法人の場合は、記入不要です。）

- 経費削減することで、収益改善を図る。
- 売上を向上させることで、収益改善を図る。
- 上記以外の方法により、債務超過を脱する。

具体的な内容（記述） ※必ず記入してください。

財務診断書（中小企業診断士又は公認会計士が作成してください。）

ア 会社概要（主要事業、規模、略歴などについて記入してください。）

イ 直近3年分の財務諸表に基づく財務診断（財務指標による診断結果を記入してください。）

ウ 債務超過に至った原因（具体的に記入してください。）

エ 今後5年間の計画書（様式）の分析（具体的に記入してください。）

オ 債務超過の改善策及びその実現可能性（法人の経営努力による改善策を記入してください。）

カ 作成者（中小企業診断士又は公認会計士の資格を証する書類を添付してください。）

資格名

氏名

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書

年 月 日

埼玉県知事

申出者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の運搬について、下記のとおり申し出ます。

記

1 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は取り扱いません。

2 平成29年10月1日以前から、次の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱っていた実績があり、引き続き取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を順守し、破碎することなく、他のものと混
合するおそれのないように区分して収集・運搬します。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

該当	製 品	種 類	運搬先業者名
	蛍光ランプ (蛍光灯)	・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず ・金属くず	
	水銀体温計	・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず ・金属くず	
	水銀電池	・金属くず ・汚泥	
	その他 ()		

(2) 水銀含有ばいじん等

該当	種 類	運搬先業者名

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書

令和　年　月　日

埼玉県知事

申出者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）の運搬について、下記のとおり申し出ます。

記

1 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）は取り扱いません。

2 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を遵守し、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重梱包の状態のまま、飛散・流出することができないように収集・運搬します。

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）

運搬先業者名（許可番号）

運搬先業者名（許可番号）

※ 1又は2のいずれかの番号を○で囲んでください。

申請書記入例

【留意事項】

申請書に記載する氏名・名称、住所、本籍等は、履歴事項全部証明書及び住民票のとおりに記載（都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載）してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和**年**月**日

埼玉県知事

申請者 〒330-9301

住所 埼玉県さいたま市浦和区

高砂三丁目15番1号

氏名 彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-830-3026

担当者名 環境課 彩の国 次郎

電話番号 048-830-3026

FAX番号 048-830-4774

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(区分) 積替え保管を 含む 除く。
 (廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。
 1 燃え殻 ② 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ
 ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず
 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 ⑫ ゴムくず
 ⑬ 金属くず ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 15 鉱さい ⑯ がれき類 17 動物のふん尿 18 動物の死体
 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物 以上9種類
 (石綿含有産業廃棄物 含む ・ 除く)
 (水銀使用製品産業廃棄物 含む ・ 除く)
 (水銀含有ばいじん等 含む ・ 除く)
 限定 有り 無し

事務所及び事業場の所在地	事務所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号 048-830-3026
	事業場 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区三丁目15番*号 電話番号 048-830-4774

事業の用に供する施設の種類及び数量	運搬車両 3台 他の施設(容器等) <u>有り</u> 無し
-------------------	-----------------------------------

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※ 事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	埼玉県	01100*****
	東京都	令和**年**月**日申請
	千葉県	令和**年**月**日申請
		記入欄が足りない場合は別紙を作成してください。

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称		住	所
		履歴事項全部証明書のとおり記載してください。 (都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載)	
さいのくに 彩の国株式会社		埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	

法定代表人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

役員（法定代表人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
さいのくに たろう 彩の国 太郎	昭和 30. 1. 1 代表取締役	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
さいのくに じろう 彩の国 次郎	昭和 34. 10. 12 取締役	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
さいのくに はなこ 彩の国 花子	昭和 33. 2. 8 取締役	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
さいのくに あやこ 彩の国 彩子	昭和 40. 7. 1 監査役	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
		住民票のとおり記載してください。 外国人で通称名がある場合は、併記してください。	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1000 株		出資の額	100万 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
さいのくに たろう 彩の国 太郎	昭和 30. 1. 1	700株 70%	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番 住民票のとおり記載してください。	
さいのくにじょうじ 有限会社 彩の国商事	代表取締役 彩の国 次郎	280株 28%	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番 法人の場合は、代表者氏名も記載してください。 履歴事項全部証明書のとおり記載してください。 (都道府県名の記載がない場合は、都道府県名も記載)	
		以上		
			記載された者のほかに5%以上の株主がいない場合は「以上」、または「上のほか該当する者はなし」と記載してください。	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
さいのくに さぶろう 彩の国 三郎	昭和 54. 7. 12	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番
	さいたま支店長	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番 1号
		該当しない場合、「該当なし」と記載してください。

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

変更事項確認書（更新許可申請用）

更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(1又は2のいずれかに○をつけること。)

1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

2 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

役員、車両等に変更があった場合は、その旨を届出なければなりませんが、下記事項について届出漏れがありましたので、更新許可申請に当たり、本紙をもって提出します。
なお、今後は、遅滞なく届出します。

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、個人事業者の氏名	変更届を別途提出してください。	
有・無	法人の本店所在地、個人事業者の住所	変更届を別途提出してください。	
有・無	法人の代表者	変更届を別途提出してください。	
有・無	役員、顧問、令第6条の10に規定する使用人等	新旧役員等対照表のとおり	
有・無	株主、出資者	新旧役員等対照表のとおり	
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	取り扱う産業廃棄物の品目の減少	変更届を別途提出してください。	

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

※取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合は、別途変更許可申請の手続が必要です。

新旧役員等対照表（更新許可申請用）

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。※1者1行で記載してください。

・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、変更があった方については、「番号」欄に○をしてください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 代表取締役（株主70%） 氏名等 彩の国 太郎	役職名等 代表取締役（株主30%） 氏名等 彩の国 太郎
②	役職名等 取締役 氏名等 彩の国 花子	役職名等 取締役（株主20%） 氏名等 彩の国 花子
③	役職名等 取締役 氏名等 彩の国 次郎	役職名等 監査役 氏名等 彩の国 次郎
④	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 取締役（株主10%） 氏名等 彩の国 四郎
⑤	役職名等 監査役 氏名等 彩の国 彩子	役職名等 氏名等
⑥	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 株主（30%） 氏名等 彩玉 株式会社
⑦	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 株主（10%） 氏名等 彩の国 芳子
⑧	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 政令使用人（熊谷支店長） 氏名等 彩の国 武
⑨	役職名等 株主（28%） 氏名等 有限会社彩の国商事	役職名等 氏名等
⑩	役職名等 政令使用人（さいたま支店長） 氏名等 彩の国 三郎	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての役員等、令第6条の10に規定する使用人及び株主等について記載してください。

※令第6条の10に規定する使用人や株主のみの変更であっても全ての役員等について記載してください。

- ・5%以上の株式を保有する役員は必ず役職名の後ろに（株主〇〇%）と記入してください。
- ・1者1行で記載してください。

14	氏名等	氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、埼玉県内の建設業から出る建設系廃棄物を収集し、他社の中間処分場に運搬する。
- ・主に、埼玉県内の食品製造業から出る汚泥を収集し、他社の中間処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、東京都、千葉県

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	○t/月	泥状	埼玉県内の食品製造業	なし	(株)〇〇〇〇 埼玉県〇〇町
2	汚泥*	○t/月	泥状	埼玉県内の建設業	なし	〇〇〇〇(株) 埼玉県〇〇市
3	廃プラスチック類*	○t/月	固形	同上	なし	同上
4	紙くず	○t/月	固形	同上	なし	同上
5	木くず	○t/月	固形	同上	なし	同上
6	繊維くず(発 黙に限る。)	○t/月	固形	限定がある場合は括弧書きで記載してください。 ください。		
7	ゴムくず	○t/月	固形	同上	なし	同上
8	金属くず	○t/月	固形	同上	なし	同上
9	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず*	○t/月	固形	同上	なし	同上
10	がれき類*	○t/月	固形	同上	なし	同上
11	廃蛍光灯#1 (廃プラ・金 属くず・ガラ 陶くず)	○t/月	固形	水銀使用製品産業廃棄物は、製品ごと にそれぞれ一括で「製品名(産業廃棄 物の種類)」と記載してください。		
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載するこ *については、石綿含有産業廃棄物を含む #1については、水銀使用製品産業廃棄物				石綿含有産業廃棄物を含む場合等、 例のように記号(*や#等)を使用 していただいても結構です。		

・予定排出事業場の名称及び所在地欄

予定排出事業場の業種を記入すること（例：埼玉県内の建設業）

・予定運搬先の名称及び所在地欄

新規許可申請の場合は、具体的な運搬先を記入すること（例：(株) 彩の国処分場）

産業廃棄物の種類に変更の無い更新許可申請の場合は運搬先の都道府県名でも構いません。（例：埼玉県）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コン テナ専用車	大宮 100 あ 11-11	3,800	彩の国(株)	継続 新規・抹消
2	キャブオーバ	熊谷 100 い 22-22	8,000	彩の国(株)	継続 新規・抹消
3	タンク車	所沢 800 う 33-33	5,000	(株)彩の国環境	継続・新規・抹消
4	タンク車	春日部 100 え 44-44	5,000	彩の国(株)	継続 新規・抹消

自動車検査記録事項を参照して転記してください。

所有者又は使用者欄には、「使用者」を記載してください。

備考欄には必ず、
継続、新規、抹消
いずれかに○を
付けてください。

自動車検査記録事項車検証の形式欄の記載が「KK-」「KL-」「KC-」等で始まる場合、埼玉県の条例によるディーゼル車規制の対象となる可能性があります。

新規に登録する車両で当該規制の対象となる車両については、「粒子状物質減少装置装着証明書 (DPF)」装着証明書の写しを添付してください。証明書が提出できない場合には、車体に貼付された「九都県市粒子状物質減少装置装着適合車」ステッカーをナンバープレートとともに撮影した写真を自動車検査証記録事項に添えて御提出ください。詳細は p. 6 を御参照ください。

継続・新規・抹消
継続・新規・抹消
継続・新規・抹消
継続・新規・抹消

事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目15番1号
※ 付近の見取図を添付すること。

駐車場の所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号
※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容	品目に限定がある場合は括弧書きで記載してください。
コンテナ	木くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○m ³	
フレコンバッグ	廃プラスチック類*、がれき類*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*	○m ³	*は石綿含有産業廃棄物を含む
廃蛍光灯専用運搬容器 (プラスチック製)	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯)	○○本/箱	
蓋付オープンドラム缶	汚泥	○○リッル	汚泥の運搬にはタンク車も使用する。

- 運搬容器として記載するコンテナには、脱着装置付コンテナ専用車の専用コンテナを記載する必要はありません。専用コンテナ以外のコンテナを記載してください。
- 添付書類第2面で記載した運搬容器の名称は、添付書類第5面、添付書類第7面の運搬容器の名称と統一させてください。

添付書類（第3面）

(3) 積替施設又は保管施設の概要

「該当なし」と記載してください。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類＊、紙くず、木くず、繊維くず（廃棄に限る。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず＊、がれき類＊、汚泥

②キャブオーバー

がれき類＊、水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）

品目に限定がある場合は括弧書きで記載してください。

③タンク車

汚泥

*については石綿含有産業廃棄物を含む

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、パッカー車及びプレスパッカー車など、構造上、破碎して運搬する車両の使用はできません。

水銀含有ばいじん等については、ポンプ車などそれ以外の廃棄物と混同して運搬する車両は原則として使用できません（1種類専用であれば可）。

※許可を受ける全ての品目について記入されているか確認してください。

内数の合算と合計が一致するように記入してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用者	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）は破碎する方法で、かつ他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）は廃蛍光灯専用運搬容器及び緩衝材を使用し、破碎することなく、他の廃棄物と混合するないように区分して運搬する。
- ・汚泥は蓋付オーブンドラム缶又はタンク車で運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物（汚泥）は、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重こん包された荷姿のまま運搬する。

品目に限定がある場合は括弧書きで記載してください。

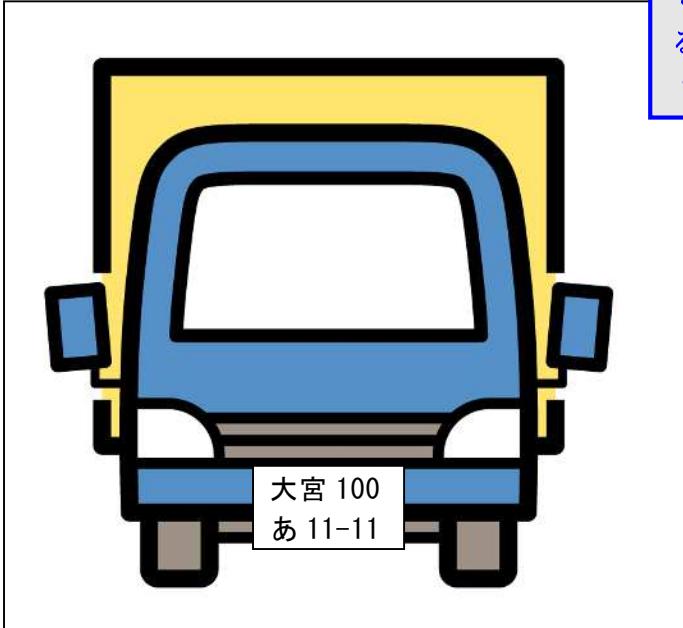
※飛散、流出等の注意が必要な下記品目については個別で運搬に際し講ずる措置を記入してください。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、その他の産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

※添付書類第2面の運搬容器について運搬に際し講ずる措置を記入してください。

添付書類（第6面）

運搬車両の写真

自動車登録番号又 は車両番号	大宮 100 あ 11-11	<p>前面写真</p>  <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。ナンバーが確認できること。
側面写真		<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">車両の側面（真横）を全体が写るように撮影すること。更新申請の場合は、車体の表示も撮影すること。 「産業廃棄物の収集運搬車である旨」 「許可業者の氏名又は名称」 「固有番号（許可番号の下6桁）」 <p>注意事項</p> <p>車両の写真から車体の表示が読み取れない場合、表示部分を拡大した写真を添付してください。</p> <p>産業廃棄物収集運搬車 ○○株式会社 000000 号</p>
	<p>撮影</p>	令和〇〇年〇〇月〇〇日

借上げ車両を登録する場合の申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事

申請者

住 所

氏 名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法第14条の3の3の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

【追加添付書類】

1 車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）

- (1) 申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること
- (2) 1年以上の車両賃貸借期間を有すること
- (3) 対象となる車両の登録ナンバー
- (4) 賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）
- (5) 産業廃棄物収集運搬業の用に供すること
- (6) 独占継続的であること

※1：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、当該契約書の写しに加えて、貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書((1)～(6)の項目の記載があるもの)を提出してください。

※2：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、所有者からの車両の使用承諾書を提出してください。

2 駐車場の配置図

当てはまるものに○を付けてください。

3 駐車場関係書類及び雇用関係書類

下表に従って、書類を添付してください。

該当に○	駐車場の状況	添付書類	
		駐車場関係書類	雇用関係書類
	申請者が所有する駐車場	土地の全部事項証明書	
○	申請者が確保した駐車場	土地の賃貸借契約書の写し	
	車両の貸主が所有する駐車場※	土地の全部事項証明書	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類
	車両の貸主が確保した駐車場※	土地の賃貸借契約書の写し	

※ 法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。

※1：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例

車両使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

氏名：彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

1 借用する車両の登録番号

大宮×××た1234

2 借用期間

令和5年〇月〇日から令和10年×月×日まで

車両貸主（甲）

住所：埼玉県さいたま市××区××2-3

氏名：株式会社彩の国環境

代表取締役 大宮 二郎

印

※2：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例

車両使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

車両借主（乙）

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

氏名：彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

1 車両

- (1) 車名（メーカー）： いすゞ
- (2) 車体形状 : ダンプ
- (3) 登録番号 : 大宮×××た1234
- (4) 車体番号 : 〇〇〇〇〇〇-9876543

2 使用目的

産業廃棄物収集運搬業

3 借用期間

令和5年〇月〇日から令和10年×月×日まで

車両所有者（甲）

住所：埼玉県◇◇市◇◇3-5

氏名：〇〇オートサービス株式会社

代表取締役 浦和 三郎

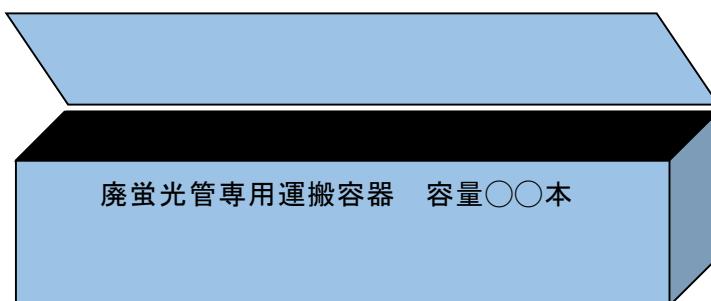
印

添付書類（第7面）

運搬容器等の写真

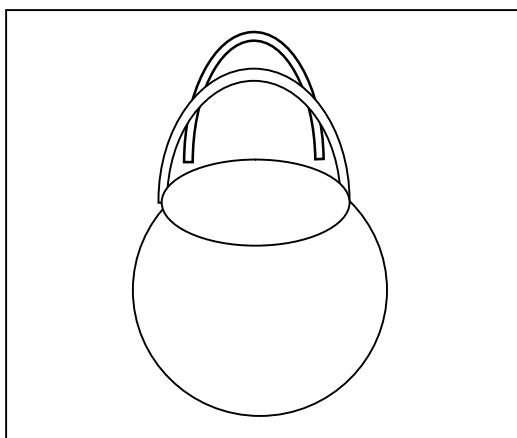
運搬容器等の名称	廃蛍光灯専用運搬容器	用途	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）
----------	------------	----	-------------------

品目に限定がある場合は括弧書きで記載してください。



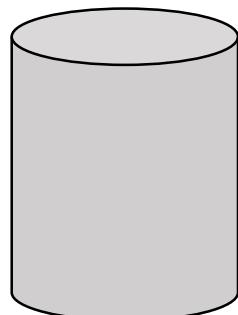
撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
----------	---------	----	--------------------



撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）
----------	----------	----	------------------



撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類（第8面）

資産に関する調書（個人用）			
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	〇×銀行定期預金		3, 000
有価証券	(株)〇×の株式	1, 000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地	110m ²	20, 000
建物	自宅	1棟	12, 000
備品			
車両	ダンプ	1台	3, 000
その他			
資 产 計			38, 100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	〇×銀行		19, 000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19, 500

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事

申請者
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
氏名 彩の国株式会社
代表取締役 彩の国 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

P.33 の欠格事項に該当しないことを
確認した上で、記名をしてください。

誓約書に記載する氏名・名称、住所、
本籍等は、履歴事項全部証明書及び住
民票のとおりに記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書

この様式は、優良認定事業者で水銀使用製品産業廃棄物の明示がない事業者のみ提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事

申出者

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

氏名 彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の運搬について、下記のとおり申し出ます。

該当する番号に○をつけてください。

記

1 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は取り扱いません。

2 平成29年10月1日以前から、次の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱っていた実績があり、引き続き取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を順守し、破碎することなく、他のものと混
合するおそれのないように区分して収集・運搬します

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

運搬先事業者名を記入してください。

該当	製品	種類	運搬先業者名
○	蛍光ランプ (蛍光灯)	・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず ・金属くず	○○ エンジニアリング(株) 許可番号(下6桁): 000000
	水銀体温計	・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず ・金属くず	
○	水銀電池	・金属くず ・汚泥	(有)〇〇興産 許可番号(下6桁): 000000
	その他 ()		

(2) 水銀含有ばいじん等

該当	種類	運搬先業者名

取り扱う産業廃棄物に○をつけてください。

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書

この様式は、汚泥と1種類以上の石綿含有産業廃棄物の許可を有する事業者のみ提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事

申出者

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

氏 名 彩の国株式会社

代表取締役 彩の国 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）の運搬について、下記のとおり申し出ます。

記

1 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）は取り扱いません。

該当する番号に○をつけてください。

② 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を取り扱います。

なお、収集運搬にあたっては、法令を順守し、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重梱包の状態のまま、飛散・流出しないように収集・運搬します。

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）

運搬先業者名（許可番号） 運搬先事業者名を記入してください。

埼玉エンジニアリング(株)

許可番号：第＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊号

※ 1又は2のいずれかの番号を○で囲んでください。

- 予定運搬先が埼玉県以外の場合は、他県の収集運搬業許可証の写しを提出してください。
- 石綿汚泥の取扱いの許可が確認できるものが必要です。明示がない場合は、明示のため申請した変更許可申請又は変更届の受付印のあるものの写しを提出してください。

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請チェックリスト

※ 更新許可申請又は変更許可申請の場合は、従前の埼玉県の許可証の写しを添付してください。

※ 行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付してください。

必要書類	<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項
第1面 新規・更新許可申請 変更許可申請	<input type="checkbox"/>	(法人) 法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人) 住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	施設の種類及び数量について、「添付書類（第2面）運搬施設の概要」と整合がとれていますか？
	<input type="checkbox"/>	許可の年月日・許可番号等が、従前の許可証のとおりに記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	「許可に係る事業の範囲」に、現有の許可品目が限定を含めて全て記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	「変更の内容」に、追加する品目等が全て記載されていますか？
第2面	<input type="checkbox"/>	他自治体の許可又は申請予定が正しく記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	(法人) 法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人) 住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	(法人) 役員の情報が、住民票のとおりに記載されていますか？
第3面	<input type="checkbox"/>	(法人) 5%以上の株主が全て記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	政令使用人の記載について、漏れはないですか？ (政令使用人がいない場合は「該当なし」と記載してください。)
	<input type="checkbox"/>	株主、政令使用人の情報が、住民票等のとおりに記載されていますか？
変更事項確認書（役員等の変更がある場合）	<input type="checkbox"/>	役員等：新旧役員対照表も添付されていますか。
添付書類（第1面） 事業計画の概要 ※更新許可申請の場合でも添付してください。	<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	排出場所等が正しく記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	排出場所は埼玉県内になっていますか？（予定運搬先が埼玉県外の場合）
	<input type="checkbox"/>	申請者の他自治体の収集運搬業許可証の写しは添付されていますか？ (排出場所又は予定運搬先が埼玉県外の場合)
添付書類（第2面） 3. 運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧 事務所・駐車場の所在地付近の見取り図 ※履歴事項全部証明書、住民票の住所と同じ場合は不要	<input type="checkbox"/>	全ての車両が記載されていますか？（変更又は更新許可申請の場合は、削除する車両も記載してください。）
	<input type="checkbox"/>	自動車検査証記録事項の情報が正しく記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	車両の使用者は申請者ですか？ → 異なる場合は、「借上げ車両を登録する場合の申出書」等が必要になります。
	<input type="checkbox"/>	主要道路及び目印となる公共機関等が明示されていますか？
添付書類（第3面） (3) 積替施設又は保管施設の概要	<input type="checkbox"/>	全ての容器が記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	容器なしの場合は「容器なし」と記載されていますか？
添付書類（第4面） 4. 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/>	車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数が記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	従業員数の内訳は最新の人数が記載されていますか？
添付書類（第5面） 5. 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/>	飛散防止のために荷台にはシート掛けを行なうことを明記していますか？
	<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物については破碎せず、かつ、フレコンバックを使用して運搬することとなっていますか？
	<input type="checkbox"/>	水銀使用製品産業廃棄物は容器を使用し、破碎することなく、他の廃棄物と混合しないこととなっていますか？
添付書類（第6面） 車両の写真 ※ 変更又は更新許可申請の場合は、車両の追加がなければ不要	<input type="checkbox"/>	正面及び真横からの写真が添付されていますか？
	<input type="checkbox"/>	ナンバープレートの情報がはっきりと読みますか？
	<input type="checkbox"/>	表示部分が読みますか？車体が大きすぎて表示部分が読み取れない場合 → 表示部分のみの写真を添付して下さい。
	<input type="checkbox"/>	(法人) 表示部分の法人名及び許可番号が正しく記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	(個人) 表示部分の申請者の氏名及び許可番号が正しく記載されていますか？※屋号は不可です。
添付書類（第7面） 運搬容器等の写真 ※容器を使用しない場合は不要 ※ 変更又は更新許可申請の場合は、容器に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	全体及び内側が確認できる写真が添付されていますか？
	<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物（汚泥を除く）を運搬する場合、フレコンバックの写真を添付してください。
	<input type="checkbox"/>	水銀使用製品産業廃棄物を運搬する場合、容器の写真も添付してください。
添付書類（第8面） 事業の開始に要する資金の総額 及び その資金の調達方法	<input type="checkbox"/>	設備投資がない場合、「新たな設備投資なし」と記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	設備投資がある場合、要する資金と調達方法との整合がとれていますか？
添付書類（第9面） 資産に関する調書（個人）	<input type="checkbox"/>	所有する土地・建物・車両を資産に記載していますか？
	<input type="checkbox"/>	住宅ローン・車両ローン等を負債に記載していますか？
添付書類（第10面） 誓約書	<input type="checkbox"/>	(法人) 法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？
	<input type="checkbox"/>	(個人) 住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？

必要書類		<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項
申請者等に関する書類	定款（法人）	<input type="checkbox"/>	最新のもの又は変更した際の議事録を含めたものが添付されていますか？
	履歴事項全部証明書（法人）	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
	住民票（本籍地の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの）	<input type="checkbox"/>	申請者及び法人株主のものが添付されていますか？
	許可証の写し（更新、変更の場合）	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
	先行許可証の写し（制度を利用する場合）	<input type="checkbox"/>	本籍は記載されていますか？
	先行許可による申請書（最終的に提出した第1面～第3面）の写し（制度を利用する場合）	<input type="checkbox"/>	最新のもののコピーをお願いします。
	先行許可証取得のための申請以降に就任した法人の役員等の住民票の写し等（制度を利用する場合）	<input type="checkbox"/>	新規許可申請の場合は申請日時点、更新許可申請の場合は現在の許可の有効年月日の翌日時点で、有効な許可証となっていますか？
	先行許可による申請書（最終的に提出した第1面～第3面）の写し（制度を利用する場合）	<input type="checkbox"/>	「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の欄は「無」となっていますか？
	先行許可を受けた申請書の写しは、許可を受けた時点のものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	新規許可申請の場合は申請日時点、更新許可申請の場合は現在の許可の有効年月日の翌日時点で、有効な許可証となっていますか？
経理的要件に関する書類	決算書類（法人） ※決算期を1度も迎えていない場合は不要	<input type="checkbox"/>	新規許可申請の場合は申請日時点、更新許可申請の場合は現在の許可の有効年月日の翌日時点で、有効な許可証となっていますか？
	法人税の納税証明書（法人） 申告所得税の納税証明書（個人）	<input type="checkbox"/>	直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	①貸借対照表②損益計算書③株主資本等変動計算書④個別注記表がそろっていますか？
		<input type="checkbox"/>	③株主資本等変動計算書④個別注記表を作成していない場合は、その旨がわかる書類が添付されていますか？
	金融機関の残高証明書（法人） ※決算書類が添付されている場合は不要	<input type="checkbox"/>	直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の法人税の納税証明書（その1）が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（個人）直前3年分の申告所得税の納税証明書（その1）が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（個人）申告額が「無」と記載されている場合、その年の源泉徴収票の写しが添付されていますか？
	財務実績・計画書（法人） ※直前期の純資産（貸借対照表）が「+」であれば不要 ※決算期を1度も迎えていない場合は、計画のみ必要	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
施設要件に関する書類	財務診断書（法人） ※下記いずれかの場合は不要 ①直前期の純資産が「+」 ②直前期の経常利益が「+」 ③直前3年間の経常収支の合計が「+」 ④新規設立法人	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
	金融機関の残高証明書（法人） ※決算書類が添付されている場合は不要	<input type="checkbox"/>	融資を受けられている場合は融資証明書も添付されていますか？
	財務実績・計画書（法人） ※直前期の純資産（貸借対照表）が「+」であれば不要 ※決算期を1度も迎えていない場合は、計画のみ必要	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
	財務診断書（法人） ※下記いずれかの場合は不要 ①直前期の純資産が「+」 ②直前期の経常利益が「+」 ③直前3年間の経常収支の合計が「+」 ④新規設立法人	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
	講習会修了証の写し	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	申請者、役員又は政令使用人のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	修了者が政令使用人の場合、会社からの申出書と組織図が添付されていますか？
	車両等の自動車検査証記録事項の写し	<input type="checkbox"/>	全ての車両のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	期限は有効ですか？
施設要件に関する書類	県条例 粒子状物質減少装置装着証明書の写し ※新規に登録する該当車両（車両の型式がKK、KL、KC等）がなければ不要	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
施設要件に関する書類	法令 借上げ車両を登録する場合の申出書 (名義貸しの禁止に違反しないことの証明)	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
施設要件に関する書類	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書 ※更新許可申請時に必要となります。ただし、すでに許可を有している場合は不要となります。	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
施設要件に関する書類	石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書 ※更新許可申請時に必要となります。ただし、すでに許可を有している場合は不要となります。	<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	（法人）直前3年分の写しが添付されていますか？

主な産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く。）

種類	排出限定業種	内容（事業活動に伴って発生するものに限る。）
燃え殻		石炭がら、焼却残さ、炉清掃廃棄物等。
汚泥		泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。
廃油		揮発油類、灯油類及び軽油類を除く、すべての廃油。
廃酸		酸性廃液のうち、pH 2.0以下でないもの。
廃アルカリ		アルカリ性廃液のうち、pH 12.5以上でないもの。
廃プラスチック類		固形状の廃プラスチック類。
紙くず	建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	左記の業種から発生する紙くず。 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くずを含む。) ※ 合成紙は廃プラスチック類です。
木くず	建設業、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業	左記の業種から発生する木くず。 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くずを含む。)
繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の業種から発生する天然繊維くず、糸くず。 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物を含む。) ※ 合成繊維くずは、廃プラスチック類です。
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業	左記の業種において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 ※ 飲食店等から排出される動植物性残さは一般廃棄物です。
動物系固体不要物	と畜場 食鳥処理場	とさつ又は解体した獸畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず		天然ゴムくず。 ※ 合成ゴムは、廃プラスチック類です。
金属くず		鉄くず、空き缶、スクラップ、溶接かす等。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1 ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず等 2 コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック及びアスファルト・コンクリートくず等 3 陶磁器くず：土器くず、陶器くず等
鉱さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい、鋳物廃砂、サンドblast廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物。
動物のふん尿	畜産農業	畜産農業から発生する家畜のふん尿。
動物の死体	畜産農業	畜産農業から発生する家畜の死体。
ばいじん		ばい煙発生施設や焼却施設等において、集じん施設によって集められたもの等。
処分するため処理したもの		産業廃棄物を処分するために処理したもの。